

奨学金返還期限猶予願(延滞据置)

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

この猶予願(延滞据置)は、現在延滞状況にあり、返還が困難な方が次の①②に該当する場合に願ひ出て、

審査を受けるものです。

① 延滞開始月からの

② 現在、延滞据置猶予

における延滞据置猶予

延滞据置の猶予承認後

裏面をよく読んでから願

複数の番号が延滞しており、全ての番号の猶予を希望する場合、借用した全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓。

複数の番号があり、一部の番号だけ猶予を希望する場合、猶予を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓。

る場合は、過去に

はできません。

記入日 (西暦) 2021年 1月 7日

<input type="checkbox"/>	全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください。	奨学生番号 699.カ .999999	記入日 (西暦) 2021年 1月 7日
<input checked="" type="checkbox"/>	右欄に記入の奨学生番号について希望する		

猶予願を作成した年月日を記入。

フリガナ	キコウ	タロウ	生年月日	(西暦) 1980年 10月 1日生
本人氏名	機構 太郎			

本人住所	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7	ここに記載の住所を機構の登録住所とします。 郵便物が確実に届く住所を記入してください。
------	------------------------------	--

電話番号 (自宅)	03 - 6743 - XXXX	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)の貸与を受けた方は、申告欄にチェックをしてください。	XX
勤務先名	無職		

申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1)に該当する方は、必ずどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。) 私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2)となっ	<input type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いない
----	---	---

【期間について】 終了年月は12か月後又は12か月以内の希望期間までとします。

○ 奨学金返還期限 猶予 を希望する
(希望猶予期間) (西暦) 2021年 1月 ~ 12か月
 (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください。)

【願出の事由】 ・延滞期間を据え置いた返還期限猶予が適用できる事由は裏面記載の事由のみです。
・いずれかの口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。

<input type="checkbox"/> 傷病	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 災害	<input type="checkbox"/> 産前休業・産後休業及び育児休業	<input type="checkbox"/> 経済困難	<input type="checkbox"/> その他()
保険証申告欄	本人が被扶養者の場合は、以下の口に✓してください。 私の健康保険証は <input type="checkbox"/> 国民健康保険ではない				

※猶予希望期間の返還困難な事情等は、[特記事項]欄に記入してください。
※東日本大震災による「災害」事由で願ひ出る場合は、通常の「奨学金返還期限猶予願」に記入してください。(裏面の[注意事項]をご覧ください。)

【特記事項】
大学を卒業し就職しましたが、病気がちで返還が滞っていました。病気により6年前に退職してからは収入がなく、約4年前の2016年10月から生活保護を受給しており、家賃と食費でほとんど苦くなり、奨学金の返還が大変困難です。延滞開始時の2010年からの所得証明書の発行を返却所で尋ねましたが、最近5年分の2017年分からは発行されませんでした。
生活保護受給前の所得証明書と生活保護受給証明書を添付して願ひ出ます。

- 事情により、上記の期間以外に延滞据置猶予を願ひ出ることができる期間(例:月賦返還)
- ①2015年1月~12か月 経済困難
 - ②2016年1月~12か月 経済困難及び生活保護受給中
 - ③2017年1月~12か月 生活保護受給中
 - ④2018年1月~12か月 生活保護受給中
 - ⑤2019年1月~12か月 生活保護受給中
 - ⑥2020年1月~12か月 生活保護受給中

特記事項欄には、延滞開始からの証明書を取得できない事情を記載してください。

届内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面 も確認してください。

「返還期限猶予(延滞据置)の証明書一覧」及び「本紙裏面」を参照の上、必ず証明書を